

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更

（奈良市決定）

（平成18年6月8日変更）

都市計画登美ヶ丘北地区計画を次のように変更する。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 名 称                | 登美ヶ丘北地区計画   |
| 位 置                | 奈良市中登美ヶ丘三丁目及び中登美ヶ丘四丁目の各一部   |
| 面 積                | 約 25.8 ha   |
| 地区計画の目標            | <p>本地区は、けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅の南西約500メートルに位置し、関西文化学術研究都市の区域内にある。また、学研奈良登美ヶ丘駅周辺は、本市の都市計画マスタープランにおいて「地域の生活利便性を高め、生活文化を育む地域の生活拠点」として位置づけ、郊外居住者の新しいライフスタイルに対応する、商業、業務、住宅及び文化機能が調和した「生活都心づくり」をめざしている</p> <p>当初、本地区は、住宅の重点供給地区に指定されていたことから住宅地高度利用地区計画を策定し、良好な中高層の住宅市街地への土地利用の転換を進めてきたが、近年の「少子高齢化及び人口減少社会の到来」並びに「居住の都心回帰」などから、土地利用の転換が図られず低・未利用地の状態で残されている街区が存在している。</p> <p>このため、駅周辺地区の「生活都心づくり」を補完し、郊外居住の魅力の向上や個性あふれるライフスタイルの展開が可能となるよう、低・未利用地に学校施設を導入し生活文化交流機能のある街をめざす。</p> <p>本計画は、既に土地利用の転換が行われ良好な住宅市街地が形成された街区の維持・保全を図るとともに、周辺の住宅市街地と学校施設が調和した良好な都市景観を形成し、個性豊かで魅力ある市街地の形成を図ることを目標とする。</p>  |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | <p>土地利用の方針</p> <p>当地区を「住宅街区」及び「教育街区」に区分し、郊外居住者の新しいライフスタイルに対応する住宅と教育文化機能が調和した個性豊かで魅力ある都市空間の実現を図るものとする。</p> <p>1) 「住宅街区」</p> <p>高次都市機能を備えた都市空間の実現と、ゆとりとうるおいを備えた住宅市街地を形成するため、再開発等促進区（旧住宅地高度利用地区計画）を適用し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図る。また、地区の特性に応じた土地利用を推進するため、地区を細区分する。</p> <p>2) 「教育街区」</p> <p>けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区との連続性を考慮しつつ、緑豊かな教育施設を配置することにより周辺環境と調和した、安全で快適な教育環境を形成する。</p>   |
|                    | <p>公共施設等の整備の方針</p> <p>1) 地区内交通を円滑に処理するため、幹線道路、準幹線道路を適正に配置し、それらの整備に当たっては、歩車分離により、安全・快適な歩行者のネットワークの確保を図る。</p> <p>2) 安全・快適な歩行者空間を形成するため、都市計画道路「押熊真弓線」と一体化した歩道を配置し整備を図る。</p> <p>3) 住宅地、公園及び商業地を結ぶ歩行者ネットワークを確保し、うるおいとゆとりのある歩行者空間の形成を図るため、歩行者専用道路を配置し整備を図る。</p> <p>4) 地域住民のコミュニティ、健康維持増進の場として公園を適正に配置し整備を図る。</p> <p>5) 地区外縁部に緑地を配置し、公園とともに、緑豊かな空間の形成を図り、地域の緑の軸とする。</p> <p>6) 街角広場を道路交差点角地等に適正に配置し整備を図る。</p>   |
|                    | <p>建築物等の整備の方針</p> <p>魅力ある都市景観を形成するため、建築物の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。その他、各地区の土地利用の方針に応じて次のような制限を行う。</p> <p>1) 住宅街区「A地区」</p> <p>ア 良好な居住環境を形成・保全するため、建築物の用途の制限、建築物の建ぺい率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>イ 住宅の重点的な供給と土地の高度利用を図るため、適正な建築物の容積率の最高限度を定める。</p> <p>ウ 安全で快適な歩行環境を確保するため、壁面の位置の制限を行う。</p> <p>2) 住宅街区「B地区」</p> <p>低層戸建住宅を主体とした閑静な住宅地の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の容積率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定め適正な誘導規制を行う。</p> <p>3) 住宅街区「C地区」</p> <p>利便性の高い良好な市街地として整備を図るため、建築物の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度を定め適正な建築物の誘導を図る。</p> <p>4) 教育街区</p> <p>周辺の良好な居住環境との調和を図りながらゆとりある教育環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の容積率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定め適正な誘導規制を行う。また、緑豊かな沿道景観を形成するため、壁面の位置の制限を行いオープンスペースの緑化を図る。</p> |

|  |                             |  |  |  |  |       |
|--|-----------------------------|--|--|--|--|-------|
| 再開<br>発等<br>促進<br>区                            | 面積                          | 約 16.1 ha  |  |  |  | _____ |
|  | 土地利用に関する基本方針                | <p>「住宅街区」においては、高次都市機能を備えた都市空間の実現と、ゆとりとるおいを備えた住宅市街地を形成するため、土地利用の基本方針を次のように定める。</p> <p>1) 道路、公園等の都市基盤施設を適正に配置し、整備を図る。</p> <p>2) 土地の高度利用を推進するとともに、安全・快適で緑豊かな生活環境の創出を図る。</p> <p>3) 緑豊かなオープンスペースを確保することにより、周辺市街地との調和を図る。</p> <p>4) 「住宅街区」の特性に応じた土地利用を積極的に推進するため、地区を以下のように細区分する。</p> <p>ア 「A地区」<br/>高質な集合住宅の導入を図り、快適な都市生活の場としての整備を図る。また、都市近郊の住宅地において重要な課題となっている駐車場問題に対して積極的に対応するため、適正な規模の駐車施設（自動車・自転車）を整備し、円滑な地区内交通を確保するように努める。</p> <p>イ 「B地区」<br/>周辺市街地との調和を図るため公園・緑地を整備するとともに、閑静で落ち着いたある住宅市街地が形成されるよう一戸建ての専用住宅を主体とした街区として整備を図る。</p> <p>ウ 「C地区」<br/>ショッピング、スポーツ、文化機能を備えた利便性の高い良好な市街地として整備を図るため適正な誘導を図る。</p> |  |  |  | _____ |
|  | 主な公共施設の配置及び規模（以下「2号施設」という。） | 幹線道路1号線  | 幅員 18m   | 延長 約330m   |  | _____ |
|  | 準幹線道路1号線                    | 幅員 12m   | 延長 約570m   |  |  |       |
|  | 準幹線道路2号線                    | 幅員 12m   | 延長 約620m   |  |  |       |
|  | 緑地1号                        | 面積 約17,900㎡  |  |  |  |       |
|  | 緑地2号                        | 面積 約13,700㎡  |  |  |  |       |
| 地区<br>整備<br>計画                                 | 地区施設の配置及び規模                 | 歩行者専用道路  | 幅員 20m   | 延長 約150m   |  |       |
|  |                             | 歩道1号   | 幅員 1.5m  | 延長 約90m  |  |       |
|  |                             | 歩道2号   | 幅員 1.5m  | 延長 約340m   |  |       |
|  |                             |  |  |  |  |       |
| 建<br>築<br>物<br>等<br>に<br>関<br>す<br>る<br>事<br>項 | 地区名称                        | 住宅街区「A地区」  | 住宅街区「B地区」  | 住宅街区「C地区」  | 教育街区   |       |
|  | 区分面積                        | 約 7.3 ha   | 約 8.0 ha   | 約 0.8 ha   | 約 9.7 ha   |       |
|  | 建築物の用途の制限                   | <p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 共同住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからキまでの一に掲げる用途を兼ねるもの（2階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く）</p> <p>ア 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの又は汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p>  | <p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、公園の区域内においては、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下同じ。）</p> <p>(2) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合</p> | <p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（共同住宅を除く。）</p> <p>(2) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 1階部分を共同住宅の用に供するもの（その用途のための階段室、昇降路、エレベーターホール、受水槽その他これらに類するものの部分を除く。）</p> <p>(4) 公衆浴場</p> | <p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 学校（高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）</p> <p>(2) 保育所</p> <p>(3) 巡査派出所</p> <p>(4) 公衆電話所</p> <p>(5) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからオまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が300平方メートル以下である場合</p> |       |

|        |            |           |  |  |  |  |
|--------|------------|-----------|--|--|--|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の用途の制限 | <p>又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 集会所</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所</p> <p>(6) 公衆電話所</p> <p>(7) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(8) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(9) 別表第1の各号の一に掲げる施設である建築物</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからオまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の</p> | <p>にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの（次のアからオまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を超えないもの</p> |  | <p>には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を超えないもの</p> <p>ウ 自動車車庫で3階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ 別表第2に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵され</p> |
|--------|------------|-----------|--|--|--|--|

|        |            |           |   |  |  |
|--------|------------|-----------|---|--|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の用途の制限 | <p>築造面積（当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車庫で次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの</p> <p>（ア） 自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>（イ） 自動車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車庫で3階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ 別表第2に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつて</p> | <p>車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ 別表第2に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p> | <p>る第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p> |
|--------|------------|-----------|---|--|--|

|        |                |  |  |  |  |   |  |
|--------|----------------|--|--|--|--|---|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項     | 建築物の用途の制限  | はその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。<br>)の貯蔵又は処理に供する建築物 |  |  |   |  |
|        | 建築物の建ぺい率の最高限度  | 50パーセント  | 50パーセント  | —————  | 40パーセント  |   |  |
|        | 建築物の容積率の最高限度   | 240パーセント   | 80パーセント  | —————  | 100パーセント   |   |  |
|        | 建築物の敷地面積の最低限度  | 300平方メートル<br>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。<br>(1) 巡査派出所<br>(2) 公衆電話所<br>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所<br>(4) 別表第1の各号の一に掲げられる施設である建築物   | 165平方メートル  | 300平方メートル<br>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。<br>(1) 巡査派出所<br>(2) 公衆電話所<br>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所<br>(4) 別表第1の各号の一に掲げられる施設である建築物 | 300平方メートル<br>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。<br>(1) 巡査派出所<br>(2) 公衆電話所<br>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所<br>(4) 別表第1の各号の一に掲げられる施設である建築物 | 1,000平方メートル<br>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。<br>(1) 巡査派出所<br>(2) 公衆電話所<br>(3) 路線バスの停留所の上家  |  |
|        | 壁面の位置の制限       | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次のとおりとする。<br>(1) 都市計画道路押熊真弓線及び幹線道路1号線に面する部分については、4メートル以上<br>(2) 準幹線道路1号線に面する部分については、3メートル以上   | —————  | —————  | —————  | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次の各号のとおりとする。<br>ただし、巡査派出所及び路線バスの停留所の上家については、この限りでない。<br>(1) 幹線道路1号線に面する部分については、10メートル以上<br>(2) 準幹線道路2号線及び歩道2号に面する部分については、3メートル以上 |  |
|        | 建築物等の形態又は意匠の制限 | (1) 屋根の形態は、勾配屋根を基調とする。<br>(2) 建築物の色彩は、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、茶系統又はグレー系統の色を基調としたものとする。   |  |  |  |   |  |
|        | 垣又はさくの構造の制限    | 幹線道路1号線、準幹線道路1号線、準幹線道路2号線及び歩行者専用道路に面する部分に設置することができる垣又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。<br>ただし、地盤面からの高さが60センチメートル以下の腰積みは併設することができる。<br>(1) 生垣<br>(2) 透視可能なフェンス等（腰積みを含む最高高さ2メートル以下のものに限る。）で、フェンス等の道路よりに植栽を施したもの |  |  |  |   |  |

区域、再開発等促進区、地区の細区分、2号施設及び地区施設の配置並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。

別表第1

- 1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信交換所又は電報業務取扱所でこれらの執務の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以内のもの
- 2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する開閉所又は変電所（電圧17万ボルト未満で、かつ容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。）
- 3) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）
- 4) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供するポンプ施設（給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。）
- 5) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する合流式のポンプ施設（排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。）又は分流式のポンプ施設（排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。）
- 6) 都市高速鉄道の用に供する停車場若しくは停留所（これらの執務の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。）、開閉所又は変電所（電圧12万ボルト未満で、かつ、容量4万キロボルトアンペア未満のものに限る。）

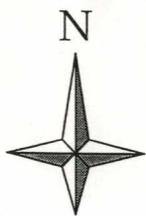
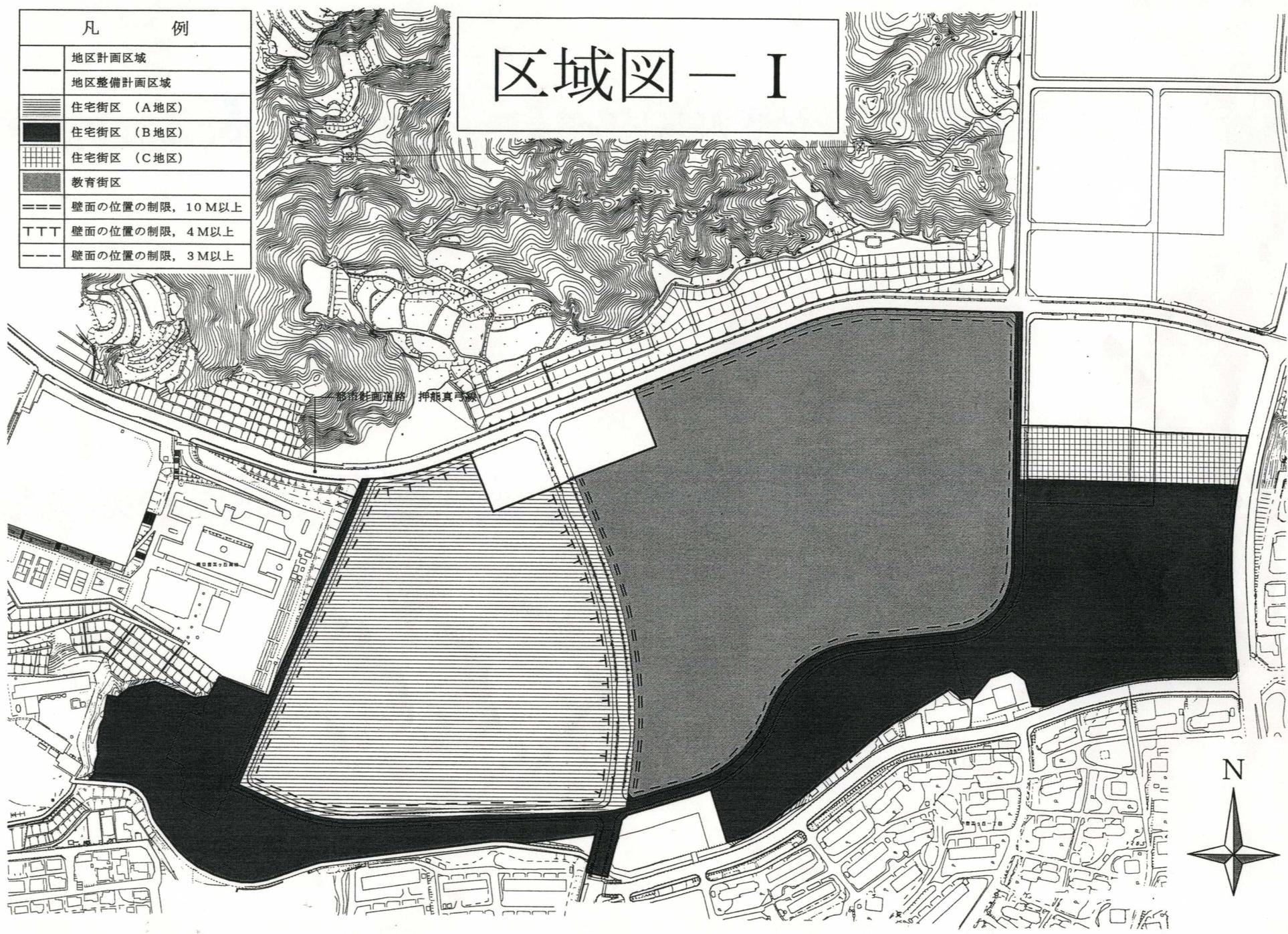
別表第2

| 危険物   |  | 数量                |            |            |
|---|--|-------------------|------------|------------|
| 火薬類取締法<br>(昭和25年法律第149号)<br>に定める火薬類<br>(玩具煙火を除く。)   | 火薬   | 20キログラム           |            |            |
|   | 爆薬   |                   |            |            |
|   | 工業雷管、電気雷管及び信号雷管                                |                   |            |            |
|   | 銃用雷管   | 30,000個           |            |            |
|   | 実包及び空包   | 2,000個            |            |            |
|   | 信管及び火管   |                   |            |            |
|   | 導爆線  |                   |            |            |
|   | 導火線  | 1キロメートル           |            |            |
|   | 電気導火線  |                   |            |            |
|   | 信号炎管、信号火箭及び煙火                                  | 25キログラム           |            |            |
| その他の火薬又は爆薬を使用した火工品  | 当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。 |                   |            |            |
| マッチ   |  | 15マッチトン           |            |            |
| 圧縮ガス  |  | 350立方メートル         |            |            |
| 液化ガス  |  | 3.5トン             |            |            |
| 可燃性ガス   |  | 35立方メートル          |            |            |
| 消防法<br>(昭和23年法律第186号)<br>第2条第7項に規定する危険物   | 第一類  | 第一種酸化性固体          | 50キログラム    |            |
|   |  | 第二種酸化性固体          | 300キログラム   |            |
|   |  | 第三種酸化性固体          | 1,000キログラム |            |
|   | 第二類  | 硫化りん              | 100キログラム   |            |
|   |  | 赤りん               | 100キログラム   |            |
|   |  | 硫黄                | 100キログラム   |            |
|   |  | 第一種可燃性固体          | 100キログラム   |            |
|   |  | 鉄粉                | 500キログラム   |            |
|   |  | 第二種可燃性固体          | 500キログラム   |            |
|   | 第三類  | 引火性固体             | 1,000キログラム |            |
|   |  | カリウム              | 10キログラム    |            |
|   |  | ナトリウム             | 10キログラム    |            |
|   |  | アルキルアルミニウム        | 10キログラム    |            |
|   |  | アルキルリチウム          | 10キログラム    |            |
|   |  | 第一種自然発火性物質及び禁水性物質 | 10キログラム    |            |
|   |  | 黄りん               | 20キログラム    |            |
|   |  | 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 | 50キログラム    |            |
|   | 第四類  | 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 | 300キログラム   |            |
|   |  | 特殊引火物             | 50リットル     |            |
|   |  | 第一石油類             | 非水溶性液体     | 1,000リットル  |
|   |  |                   | 水溶性液体      | 2,000リットル  |
|   |  | アルコール類            | 400リットル    |            |
|   |  | 第二石油類             | 非水溶性液体     | 5,000リットル  |
|   |  |                   | 水溶性液体      | 10,000リットル |
|   |  | 第三石油類             | 非水溶性液体     | 10,000リットル |
|   |  |                   | 水溶性液体      | 20,000リットル |
|   |  | 第四石油類             | 30,000リットル |            |
|   | 動植物油類  | 10,000リットル        |            |            |
|   | 第五類  | 第一種自己反応性物質        | 10キログラム    |            |
|   |  | 第二種自己反応性物質        | 100キログラム   |            |
| 第六類   |  | 300キログラム          |            |            |
| <p>1 この表において、圧縮ガス及び可燃性ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。</p> <p>2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。</p> <p>3 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。</p> <p>4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に定める危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。</p> |  |                   |            |            |

凡 例

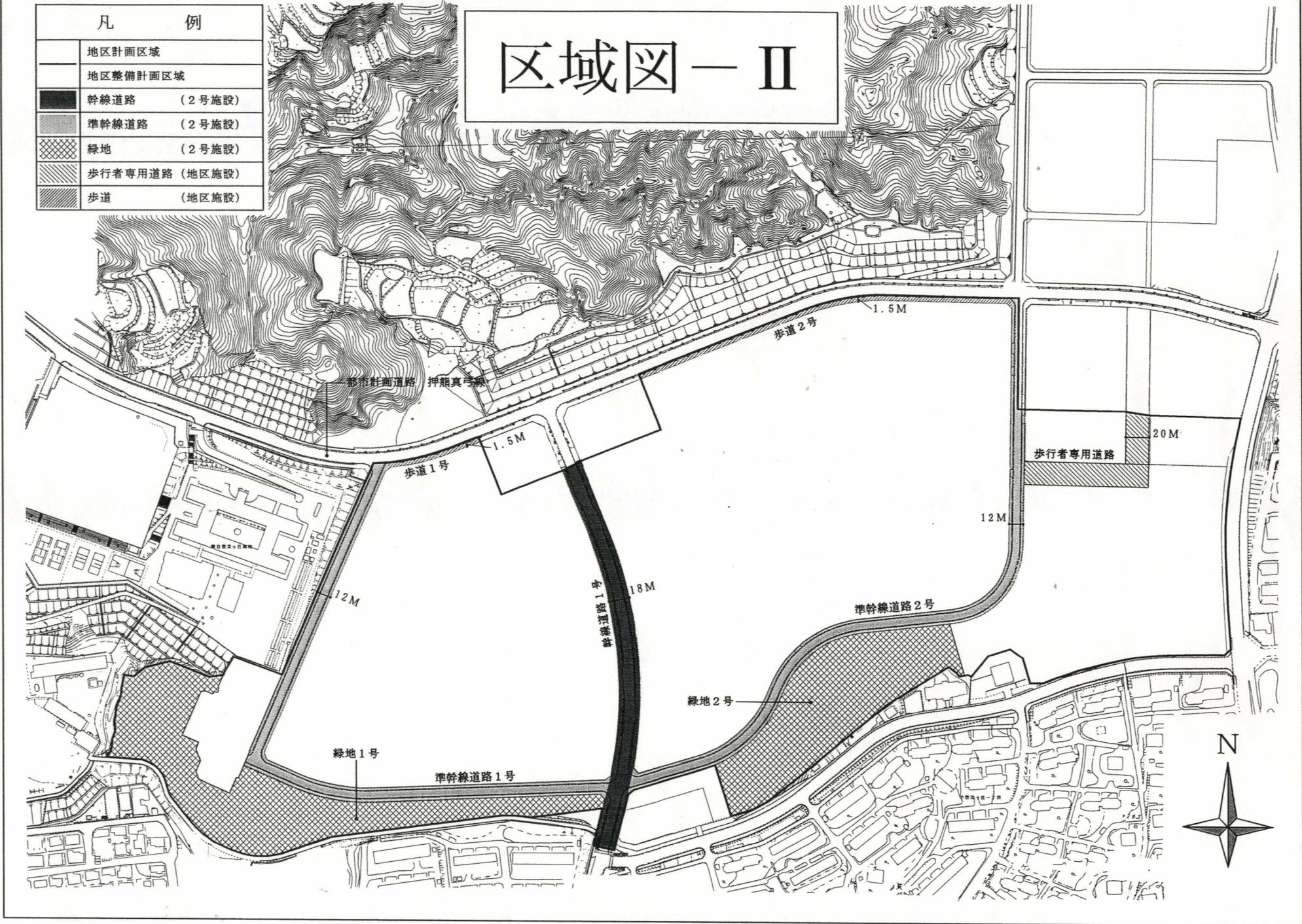
|   |                  |
|---|------------------|
|   | 地区計画区域           |
|   | 地区整備計画区域         |
|  | 住宅街区 (A地区)       |
|  | 住宅街区 (B地区)       |
|  | 住宅街区 (C地区)       |
|  | 教育街区             |
|  | 壁面の位置の制限, 10 M以上 |
|  | 壁面の位置の制限, 4 M以上  |
|  | 壁面の位置の制限, 3 M以上  |

# 区域図 - I



| 凡 例 |                |
|-----|----------------|
|     | 地区計画区域         |
|     | 地区整備計画区域       |
|     | 幹線道路 (2号施設)    |
|     | 準幹線道路 (2号施設)   |
|     | 緑地 (2号施設)      |
|     | 歩行者専用道路 (地区施設) |
|     | 歩道 (地区施設)      |

# 区域図 - II



凡 例

|   |         |
|---|---------|
|  | 地区計画区域  |
|  | 再開発等促進区 |
|   |         |
|   |         |

# 区域図一 III

